



税務当局から狙われる暗号資産  
適正に確定申告すれば怖くない

# 暗号資産とは?! 税務上の取扱いを知ろう

暗号資産とは



ビットコインやイーサリウムに代表され、かつては仮想通貨とも呼ばれていました（現在は暗号資産に統一）。銀行等を介することなく、不特定の者に対して代金の支払い等に使用でき、法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できることが可能な仕組みとして注目を集めています。

暗号資産は、「交換所」や「取引所」と呼ばれる暗号資産交換業者から入手・換金することができ、法定通貨ではありませんがバーチャルな経済的価値を持っています。需給と需要のバランスなどの要因によって価格が大きく変動することから、投機の対象として関心を集め、「億り人」という言葉がトレンドになったこともあります。

## 1 個人が暗号資産で得た所得は、原則として「雑所得」となる。



### ① 利益に課税される

保有する暗号資産を売却（日本円に換金）した場合の所得金額は、その暗号資産の譲渡価額と譲渡原価等の差額となります。例えば、3月1日に4,000,000円で4BTCを購入し、3月20日に0.2BTCを210,000円で売却した場合の所得金額は次のとおりです。

$$210,000\text{円} - (4,000,000 \div 4\text{BTC}) \times 0.2\text{BTC} = \underline{10,000\text{円}}$$

所得金額

### ② 損益通算はできない。

暗号資産の利益については、事業所得などの各種所得の基となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として雑所得に区分されます。そのため、利益が出た場合は他の所得と合算（総合課税）して確定申告しなければなりません。損失が出た場合は、給与所得など他の所得から損失を差し引く（損益通算する）ことはできません。

### ③ 評価方法

総平均法または移動平均法のうちいずれか選択した方法により計算した額となります。選択しない場合は、個人においては総平均法により計算した額となります。（個人の方が移動平均法を選択するためには、「所得税の暗号資産の評価方法の届出書」を税務署に提出する必要があります。）

### ④ 取得価額

対価を支払って暗号資産を購入した場合の取得価額は、購入時に支払った対価の額となります。取得時に、購入手数料など暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用を含む金額となります。

## 2 もっと知りたい暗号資産Q&A



### Q1 暗号資産をマイニング(採掘)により取得した場合、所得税の課税対象になりますか?

A1 ビットコインなどの暗号通貨はブロックチェーン技術を用いてデータ検証・承認等を行っています。データ検証・承認等の作業に対する報酬をマイニング(採掘)といい、その報酬は暗号通貨で支払われます。マイニングで取得した暗号資産は、取得時点の価額(時価)が総収入金額に算入され、マイニングに要した費用は必要経費に算入されます。

### Q2 必要経費にはどんなものがありますか?

A2 暗号資産の売却による所得の計算上、必要経費となるものには、次のような費用があります。

- 暗号資産の譲渡原価
- 売却の際に支払った手数料
- インターネットの回線利用料やパソコン等の購入費用

(ただし、暗号資産の売却のために必要な支出であると認められる部分の金額に限る)

### Q3 国内外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。

#### 暗号資産は財産債務調書に記載しなければなりませんか?

A3 暗号資産を12月31日において保有している場合、財産債務調書への記載が必要になります。財産債務調書は、所得税の確定申告書を提出しなければならない者で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例財産を有する場合に提出が必要な書類です。

### Q4 暗号資産も相続税や贈与税の対象となりますか?

A4 被相続人等から暗号資産を相続もしくは遺贈または贈与により取得した場合には、相続税または贈与税が課税されます。

相続税法では、個人が、金銭に見積ることのできる経済的価値のある財産を相続もしくは遺贈または贈与により取得した場合には課税対象となるとされています。資金決済法では暗号資産を「対価の弁済のために不特定の者に対して使用できる財産的価値」と規定していることから、相続税法上の財産と判断されます。

【参考】国税庁ホームページ「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(情報)」

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual\\_currency\\_faq\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf)

## 3 税務当局は情報収集し、課税漏れを把握している!

暗号通貨取引等の普及など、経済取引の多様化・国際化の進展により適正な課税の確保が課題となっていたことから、国税通則法が令和2年1月1日に改正されました。従来は事業者の協力を得て実施されていた任意の情報提供依頼(事業者等への協力要請)に係る権限が法令上明確化され、更には新たな情報照会(特定事業者等への報告の求め)のための手続きが整備されています。暗号通貨の取引についても税務当局は情報収集を行い、課税漏れの疑いがある納税者を洗い出していると考えて良いでしょう。

国税庁が公表している「令和元事務年度の所得税及び消費税調査等の状況」によると、海外投資等を行っている個人の税務調査では、1件当たりの追徴税額が通常の税務調査の2.8倍と非常に高額だったと報告されています。税務当局は引き続き、海外投資等を行う納税者の税務調査を積極的かつ重点的に実施していくものと思われます。